

民間企業による真城山^{まなぎやま}周辺風力発電事業計画の概要

民間企業が、真城山周辺（真城山を含む伊豆半島北西端の尾根部：沼津市西浦～井田）において、「風力発電事業」計画を進めている。本計画の規模においては、事業者自らが環境影響評価法に基づく手続き（環境アセスメント）を行う必要があり、現在手続きは進められている。

一方、計画の区域は「沼津市景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（令和2年9月1日施行）」の抑制区域内となっている。

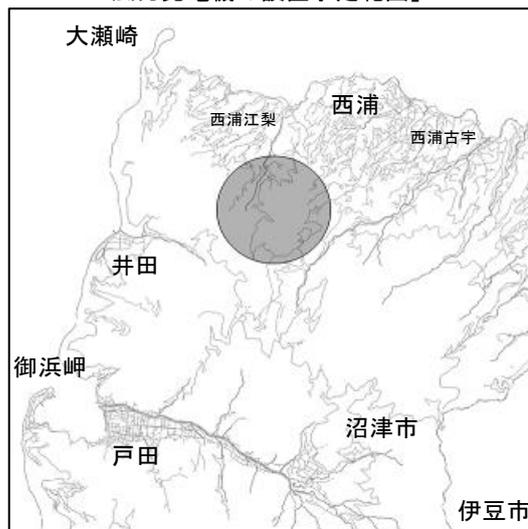
【事業規模】

風力発電所出力 ： 最大 42,000kw
 風力発電機の基数 ： 最大 11 基
 対象事業実施区域面積 ： 約 254ha

【事業者】

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
 （東京都港区六本木）

「風力発電機の設置予定範囲」



【環境影響評価とは】

事業について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。

<事業者>

- ・「配慮書」・・・計画段階における配慮事項についての検討図書
- ・「方法書」・・・環境影響評価を行う方法の検討図書（調査、予測及び評価に係るものに限る）
- ・環境影響評価項目等の選定、実施
- ・「準備書」・・・環境影響評価結果について、意見聴取のための準備図書
- ・「評価書」・・・準備書に対する知事意見や住民意見の内容について検討し、必要に応じて準備書の内容を見直して作成した図書

<国> 環境アセスメントの進捗に合わせて意見・助言等

環境保全の適正な配慮を踏まえた工事計画の審査、決定（経済産業省）

<県> 環境アセスメントの事務手続き、事業者又は経済産業省への意見送付等

<市> 環境影響評価法に基づく、県からの意見照会に対する意見回答

※環境の保全の見地からの意見を述べるものであり、事業の賛否を表明するものではない。

【進捗】

- ・「計画段階環境配慮書」に対する意見の手続き実施（令和2年度）
- ・「環境影響評価方法書」に対する意見の手続き実施（令和3年度）